

TPPに関する重要事項（TPP条項英文和訳に関する留意点）

頭書の件、TPP条文に関し、第9章及び第11章につき、その解釈に於いて特に留意を要する点を下記の通り取り纏め致しましたので、ご参照下さい。尚、本報告書は、TPP条文（英文）に対し、（恐らく、）政府がその解釈に利用しているであろう和訳での解釈に相違があることを危惧し、次世代政策研究機構が警笛を鳴らす目的で独自に作成したものです。本和訳は、シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドによる原協定ですが、TPP拡大交渉は、条文の追加は認められても、原協定の変更は認められないことが参加の条件であり、TPP原協定で特に危険な第9章、第11章がそのまま適用されるのは明らかであり、ここにその問題を指摘するものです。

記

1. 第11章に関する留意点

TPP条文第11章（CHAPTER 11, GOVERNMENT PROCUREMENT）の英文原文（以下、英文引用開始①-英文引用終了①にて抜粋）及び和訳（以下、政府関係者和訳引用開始①-和訳引用終了①にて抜粋）に従い、留意すべき点としては、原文の“or”の解釈である。通常、英文法令に於ける“or”は排他的に用いられる“排他的or”（『A or B』と言う時、AとBは同時に成立しない）を意味する。従い、引用の和訳では、政府調達範囲は、『政府の建設並びに営繕事業のみ』を指す様になっているが、正しくは、『政府の建設並びに営繕事業、またはその他の政府調達』、と考えられ、政府調達とは、政府・全省庁（註1）管轄の全ての事業が対象となる。

（註1）例：チリの場合（政府関係者和訳原文より、中央政府の機関）：

大統領府、内務省、外務省、国防省、財務省、大統領府、内閣官房、経済・開発・復興省、鉱業・エネルギー省、計画・協力省、教育省、司法省、労働・社会福祉省、公共事業省、運輸・通信省、保健省、住宅・都市計画省、国有財産省、農業省、女性問題庁。

-----英文引用開始①-----

Article 11.1: Definitions

For the purposes of this Chapter:

build-operate-transfer contract and public works concession contract mean any contractual arrangement the primary purpose of which is to provide for the construction or rehabilitation of physical infrastructure, plant, buildings, facilities or other government-owned works and under which, as consideration for a supplier's execution of a contractual arrangement, the entity grants to the supplier, for a specified period of time, temporary ownership or a right to control and operate, and demand payment for the use of such works for the duration of the contract;

government procurement or procurement means the process by which entities purchase goods and services;

-----英文引用終了①-----

-----政府関係者和訳引用開始①-----

第1条 定義

「BOT契約」及び「公共事業契約」とは主要目的にインフラ、プラント、建物、施設、もしくはその他の政

TPPに関する重要事項（次世代政策研究機構）

府事業の建設又は再建及び、契約を供給者が締結するための考慮として、特定期間、一時的な所有もしくは監督又は稼働、並びに契約継続への当該事業の使用の支払を要求する権利のために、機関が供給者に与える事業を定めるいかなる契約上の取決めをいう。

「政府調達」及び「調達」とは、機関が产品及びサービスを購入する手続きをいう。

-----和訳引用終了①-----

-----本機構による正確な和訳開始-----

「BOT 契約」及び「公共事業契約」とは主要目的にインフラ、プラント、建物、施設の建設又は再建、または、その他の政府事業全てに係る契約を供給者が締結するための考慮として、特定期間、一時的な所有もしくは監督又は稼働、並びに契約継続への当該事業の使用の支払を要求する権利のために、機関が供給者に与える事業を定めるいかなる契約上の取決めをいう。

「政府調達」及び「調達」とは、機関が产品及びサービスを購入する手続きをいう。

-----終了-----

因みに機関には、加盟国の例が列記されている様に、防衛省、警察庁、厚生労働省、総務省にあたる省庁も全て含まれる。つまり、我が国に適用されれば、自衛隊や警察の全ての装備や発注、更には、自衛隊員や警察官の外国人傭兵等の雇用も含まれることになる。また、国民皆保険制度に於ける全ての医療機器、薬剤の購入、医師や看護師の雇用の外国への開放が含まれることになる。また、地方公共団体の提供する公共サービス全ての外資への開放が対象となる。

2. 第9章に関する留意点

TPP 条文第9章（CHAPTER 9, COMPETITION POLICY）の英文原文（以下、英文引用開始②-英文引用終了②にて抜粋）及び和訳（以下、政府関係者と訳引用開始②-和訳引用終了②にて抜粋）に従い、留意すべき点として、原文の“maintain”を“維持する”と訳している点である。当該個所の正しい和訳は、『各締約国は経済効率並びに消費者の福祉を促進する目的で反競争的な商活動を禁止する競争法令を新規に立法する、若しくは現行法の修正をする。』であり、既存の法令が維持されるというものでは無く、必要であれば新規の立法、乃至は既存の法律の修正が求められるものである。

-----英文引用開始②-----

Article 9.2: Competition Law and Enforcement

1. Each Party shall adopt or maintain competition laws that proscribe anti-competitive business conduct with the objective of promoting economic efficiency and consumer welfare.

-----英文引用終了②-----

-----政府関係者と訳引用開始②-----

第9章 競争政策

第2条 競争法令及び権利行使

1. 各締約国は経済効率及び消費者の福祉を促進する目的で反競争的な商活動を禁止する競争法令を採用又は維持する。

-----和訳引用終了②-----

-----本機構による正確な和訳開始-----

各締約国は経済効率並びに消費者の福祉を促進する目的で反競争的な商活動を禁止する競争法令を新規に立

TPPに関する重要事項（次世代政策研究機構）

法する、若しくは現行法の修正をする。

-----終了-----

この条項により、第 11 章で規定される様に、政府予算による全ての事業に、外資に対する競争を保証する義務が発生し、現行の国内法でこれを妨げる条文は全て改正しなければならない。これにより、公務員の係る全ての事業の民営化と外資参入を法令で保証する義務が発生し得ることになり、金融庁で代表される様な日本独自の金融サービスに対する規制や、国民皆保険制度、自動車や電化製品に於ける日本の独自規格等は全て違法になる。例えば、軽自動車の税制を含む法的な枠組みは既に米国では問題視されている。この様に、条約が国内法の改正を要求するのは極めて異例であり、内政干渉である。

3. 第 11 章及び第 9 章を踏まえた留意点

上記第 11 章と第 9 章の懸念点に、第 11 章の第 21 条（以下、英文引用開始③-英文引用終了③にて抜粋）の訳（『これらの締約国は、政府調達を、インターネット乃至はそれに準ずる様な手段で、入札の機会を提供しなければならない。』）を加えると、TPP の締結により、全ての政府調達がインターネット乃至はそれに準ずる様な手段で外国から公開入札出来る様にななければならない。これにより、巨大金融資本を背景にもつ外資多国籍企業が、我が国の公共事業、医療事業、郵政事業、警察、防衛関連事業、地方自治体の公共サービス等にインターネットから自由入札出来ることを保証せねば条約違反となる。また、別項目では域内での労働者のビザ無し就労を認めよとの条項があり、日本の公共事業を国際巨大資本が元請けし、チリ、ブルネイ、マレーシア、ベトナム等の労働者が就労するという状態を保証せねばならなくなる。

-----英文引用開始③-----

Article 11.21: Encouraging Use of Electronic Communications in Procurement

1. The Parties shall seek to provide opportunities for government procurement to be undertaken through the Internet or a comparable computer-based telecommunications network.

-----英文引用終了③-----

-----本機構による正確な和訳開始-----

これらの締約国は、政府調達を、インターネット乃至はそれに準ずる様な手段で、入札の機会を提供しなければならない。

-----終了-----

TPP は、原契約は一字一句変更出来ない条件であり、これらはそのまま適用されることが明らかである。国内法の改正、全ての政府事業に対する外資の競争参入は明らかに、内政干渉であり、サンフランシスコ講和条約以来の国外勢力の日本国への侵攻であると考えられ、これを受け入れる事は、我が国の将来にとって不可逆な障害となる。また、米国民の大多数にとっても、途上国の低所得労働者の流入は、マイナスのインパクトとなることが過去の FTA でも明らかであり、本条約は日米の極一部の富裕層のみが恩恵を受ける大変問題のある条約であると結論するしかない。

以 上

次世代政策研究機構

info@jisedaiseisakukenkyu.org